

水道水中における農薬類の目標値等見直しについて（案）

1. 改正の趣旨

内閣府食品安全委員会の新たな健康影響評価等の知見等に基づき、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改定等について」（平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知）（以下「局長通知」という。）について改正を行う。

2. 改正案

- 「カルバリル（NAC）」の目標値を、現行の「0.05mg/L」から「0.02mg/L」に改める。
- 「プロベナゾール」の目標値を、現行の「0.05mg/L」から「0.03mg/L」に改める。
- 「メタラキシル」の目標値を、現行の「0.06mg/L」から「0.2mg/L」に改める。
- 「エディフェンホス（エジフェンホス、EDDP）」、「エトリジアゾール（エクロメゾール）」、「カルプロパミド」及び「メチルダイムロン」を削除する。
- 「オリサストロビン」について、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度も測定し、原体の濃度と(5Z)-オリサストロビンの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する旨を「注4」として追加し、以降の注の番号を繰り下げる。

3. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日（予定）

（参考資料）

平成 30 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会（平成 30 年 11 月 15 日開催）

資料 1 水質基準等の見直しについて（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000462320.pdf>